

「よつぼし」を栽培する果実生産者・農業者の方へ

「よつぼし」を栽培し、果実等を生産・販売する生産者の方へ、育成者権等の侵害がないよう、守らなければならないルールをまとめましたので、ご確認いただき、法令等遵守にご協力ください。

「よつぼし」は、正当な種苗を使って、ルール違反のない限り、国内で誰でも生産・販売することができます(研究会入会の必要はありません)。

1. 正当な種苗を使ってください。

- ・正当な種苗には、種苗法に基づく品種表示(品種名、品種登録番号、海外持ち出し禁止等の利用条件)に加え、右図のロゴマークが表示されています。ご確認ください。
- ・栄養繁殖(ランナー増殖)した種苗の販売は認められていません。栄養繁殖株を売買することは、重大な種苗法違反になります。ご注意ください。



- ・「よつぼし」はF1品種です。種子は、許可を受け、特定の母親と父親を交配しなければ生産することはできません(種子生産事業者以外から供給されることはありません)。

2. 農業者のランナー増殖について

- ・3ページ「育成者権者指示文書」を遵守・履行すれば、自家用のランナー株を増殖し利用することができます。
- ・ランナー増殖は、種苗を購入してから2年以内が限度です(2年に1回以上は更新してください)。
- ・増殖した株は、必ず、自分の経営内で使ってください。有償、無償を問わず、他人に譲渡することはできません。

よつぼし果実には「よつぼしシール」を使いましょう

3. 果実販売にはロゴ表示を

「よつぼし」は、品種普及が進み、一般消費者にも知られるようになりました。それに伴い、逆に、「これは本当に『よつぼし』なのか」というクレームも出てきています。正當に生産された「よつぼし」には指定のロゴを表示し、「よつぼし」の生産者、協力してブランド価値を守りましょう。

(1) よつぼしシールの販売

- ・出荷用パックにシールを貼付してください。
- ・シールの購入は、種苗を購入した種苗店にお問い合わせください。
1巻1000枚 希望小売価格 1,000円(税別・送料別)
- ・最寄りの種苗店にないときは、次の事業者にお問い合わせください。



縦 25mm × 横 32mm の楕円形

事業者名	ホームページ	電話	FAX
三好アグリテック	https://www.miyoshi-agri.co.jp/	0551-36-5913	0551-36-5878
バイオ・ユー	http://bio-u.com/	0877-62-8275	0877-63-2553
三重興農社	http://www.e-taneya.net/	059-347-8551	059-347-8552
花の海	http://hana-umi.com/	0836-79-0092	0836-79-0088

- ・これまでお使いになっていたシールの在庫あるときは、在庫を使い切っていただいたからの切り替えで結構です。

(2) 自分でラップフィルムや出荷箱を作るとき

- ・本研究会に準会員として入会してください（入会金5千円、年会費8千円）
- ・事務局に、ロゴマーク使用申請を行ってください。各社固有の認定番号入りのロゴマークファイルを交付するので、それを使って各自で製作してください。
- ・独自に作成したロゴマーク入りラップフィルム等を使う場合、シールの貼付は必要ありません。

(3) 「よつぼし」以外の独自のブランド名

- ・「よつぼし」の名称以外で、独自のブランド名で果実販売するときは、その名称を事務局までご連絡ください。

4. 種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体（種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源）の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

5. 種苗等の第三者への無断譲渡の禁止

- ・果実生産者が、種苗や、鉢植え株・プランター植え株等を販売することは、原則、できません。定植で余った苗を鉢植え販売したり、生産株を掘り上げて鉢植え販売することは控えてください。1つの事業体で果実生産と種苗生産の両方の事業を実施している等、特殊な事情がある場合は、事務局までご相談ください。
- ・栄養繁殖株（ランナー増殖株）は、他人への譲渡が一切禁じられています。有償譲渡だけでなく、無償譲渡でも種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。

6. 苗生産の委託

- ・栄養繁殖（ランナー増殖）の委託は認められません。委託できるのは、種子から苗の生産（種子1粒から苗1株）、又は、セル苗からポット苗の生産（セル苗1株からポット苗1株）等、苗数が増えない場合に限られます。
- ・委託先で生産された種苗は、全量、委託元が引き取ってください。不発芽や枯死株数についても把握するよう努めてください。
- ・委託先に、品種利用に係わる遵守事項を説明してください（①海外持ち出し禁止。②第三者への種苗譲渡禁止。③育成者権者の調査への協力等、本資料及び育成者権者指示文書の内容）。
- ・書面による受委託契約を締結し、遵守事項に違反することがないよう委託先に誓約いただくとともに、委託先に違反があった際には、委託元も責任を持って共同して対処してください。

【連絡先】

一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会
514-2314 三重県津市安濃町妙法寺 1011-7
e-mail: syushi22@seedstrawberry.com
TEL: 050-3754-5376 FAX: 050-3737-4950

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構（以下、育成機関という）が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」（品種登録第 25605 号、以下、本品種という）の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖（ランナー増殖等）を行った種苗を他者へ譲渡（有償・無償に関わらず）することはできませんのでご注意ください。また、「よつぼし」は F1 品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

<遵守すべき許諾条件>

- ① 種苗、ランナーおよび株（果実以外の植物体の一部を含む）を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖（ランナー増殖等）は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖（ランナー増殖等）した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を 2 年に 1 度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に係る事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとし、ます。